特定施設入居者生活介護　自己点検表

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| 事業所番号 |  |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

　　＜記入について＞

○　指定介護保険事業者として守るべき最低基準を掲げています。確認をする際には、関係法令等も併せて参照してください。

○　「基準の概要」欄の内容が実施できているかを確認して、「適否」欄に○または×を記入してください。

　　＜その他＞

**１）「根拠」欄に掲げている法令等は以下のとおりです**

・介護保険法（平成９年法律第１２３号）

・介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号）

◇指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生省令第３７号）＝（この点検表において「指定基準」という。）

◆指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年厚生労働省令第３５号）＝（この点検表において「予防基準」という。）

☆指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年老企第２５号）＝（この点検表において「基準通知」という。）

・滋賀県介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成２５年滋賀県条例第１７号）＝（この点検表において「基準条例」という。）

**２）その他**

○　本自己点検表は、事業所自らが指定基準等の遵守状況を確認し、提供するサービスの質や運営状況の向上の役に立てていただくものです。

○　実地指導や指定の更新等の際に提出していただくことがあります。

**0　基本方針**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適  否 | 備　考  （確認資料等） |
| **１．基本方針**  一　特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、利用者が当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにしているか。 | 指定基準第174条第１項 |  |  |
| 一　介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、利用者が指定介護予防特定施設において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指しているか。 | 予防基準第230条第１項 |  |  |
| 二　安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。 | 指定基準第174条第２項  予防基準第230条第２項 |  |  |

**①　人員基準**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **１　従業者の員数**  一　従業者の員数を次のとおり置いているか。（介護予防を除く）  ①　生活相談員  常勤換算方法で、利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１人以上 | | 指定基準第175条第１項第１号 |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ②　看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という)又は介護職員  イ　看護職員及び介護職員の合計数  　　　　常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が３又はその端数を増すごとに１以上であること。  ロ　看護職員の数は、次のとおりとすること。 | | 指定基準第175条第１項第２号 |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| (1) 利用者の数が３０を超えない指定特定施設　　　常勤換算方法で、１以上  (2) 利用者の数が３０を超える指定特定施設　　　　常勤換算方法で、１に利用者の数が３０を超えて５０又はその端数を増すごとに１を加えて得 た数以上  ハ　常に１以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。 | |  |  |  |
| ※宿直時間帯を含めて適切な介護を提供できるようにしているか。 | | 基準について第３の10の１(1)① |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ③　機能訓練指導員  　　　１以上 | | 指定基準第175条第１項第３号 |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ④　計画作成担当者  １以上（利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。) | | 指定基準第175条第１項第４号 |  |  |
| 二　従業者の員数を次のとおり置いているか。（介護予防を含む）  ①　生活相談員  　　　常勤換算方法で、利用者及び介護予防サービスの利用者の合計数(以下この条において「総利用者数」という。)が１００又はその端数を増すごとに１人以上 | | 指定基準第175条第２項第１号  予防基準第231条第２項第１号 |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ②　看護師若しくは准看護師(以下「看護職員」という)又は介護職員  イ　看護職員及び介護職員の合計数  　　　　常勤換算方法で、要介護者である利用者及び要支援者である利用者の数に１０分の３を乗じて得た数の合計数が３またはその端数を増すごとに１以上であること。  ロ　看護職員の数は、次のとおりとすること。  (1) 総利用者の数が３０を超えない指定特定施設　　常勤換算方法で、１以上  (2) 総利用者の数が３０を超える指定特定施設 | | 指定基準第175条第２項第２号  予防基準第231条第２項第２号 |  |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| 常勤換算方法で、１に総利用者の数が３０を超えて５０又はその端数を増すごとに１を加えて得た数以上  ハ　常に１以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。 | |  |  |  |
| ※宿直時間帯には宿直勤務を行う介護職員がいるか。 | | 基準について第３の10の１(1)③ |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ③　機能訓練指導員  　　　　１以上  ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、  柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者であるか。 | | 指定基準第175条第２項第３号  予防基準第231条第２項第３号  基準について第３の10の１(3) |  |  |
|  |  |  |  |  |
| ④　計画作成担当者  １以上（総利用者の数が１００又はその端数を増すごとに１を標準とする。) | | 指定基準第175条第２項第４号  予防基準第231条第２項第４号 |  |  |
| 三　利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値としているか。 | | 指定基準第175条第３項  予防基準第231条第３項 |  |  |
| 四　生活相談員のうち１人以上は、常勤か。 | | 指定基準第175条第４項  予防基準第231条第４項 |  |  |
| 五　上記一②の看護職員及び介護職員は、主として指定特  定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職  員のうち１人以上、及び介護職員のうち１人以上は、常  勤の者であるか。 | | 指定基準第175条第５項 |  |  |
| 六　上記二②の看護職員及び介護職員は、主として指定特  定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち１人  以上、及び介護職員のうち１人以上は、常勤の者である | | 指定基準第175条第８項  予防基準第231条第８項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| か。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか１人が常勤であれば足りる。 |  |  |  |
| 七　機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有しているか。ただし、当該特定施設における他の職務に従事することができる。 | 指定基準第175条第６項  予防基準第231条第６項 |  |  |
| 八　計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画(介護予防特定  施設サービス計画を含む)の作成を担当させるのに適当と認められるものであるか。ただし、利用者(介護予防  サービスの利用者を含む)の処遇に支障がない場合は、  当該特定施設における他の職務に従事することができ  る。 | 指定基準第175条第７項  予防基準第231条第７項 |  |  |
| **２　管理者**  指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。 | 指定基準第176条  予防基準第232条 |  |  |

**②　施設及び設備基準**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **２　設備**  一　介護居室のほかに、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しているか。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができる。 | 指定基準第177条第３項  予防基準第233条第３項 |  |  |
| 二　設備の基準は、次のとおりとなっているか。  ①　介護居室  イ　１の居室の定員は、１人となっているか。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、２人とする | 指定基準第177条第４項  予防基準第233条第４項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| ことができる。  ※附則第１８条により、既存の指定特定施設における定員４人以下の介護居室については、個室とする規定を適用しない。  ロ　プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さとなっているか。  ハ　地階に設けていないか。  ニ　１以上の出入口は、避難上有効な空き地、廊下又は広間に直接面しているか。 | 基準について第３の10の２(２) |  |  |
| ②　一時介護室  　　介護を行うために適当な広さを有しているか。 |  |  |
| ③　浴室  身体の不自由な者が入浴するのに適したものとなっているか。 |  |  |
| ④　便所  居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えているか。 |  |  |
| ⑤　食堂  　　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。 |  |  |
| ⑥　機能訓練室  　　機能を十分に発揮し得る適当な広さを有しているか。 |  |  |
| ※上記①、②、⑤、⑥における面積による基準を定めることはせず、利用者の選択に委ねることとなる。このため、具体的な広さについては、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項であることから、利用申込者に対する文書を交付しての説明及び掲示をおこなっているか。 | 基準について第３の10の２(３) |  |  |
| 三　利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有しているか。 | 指定基準第177条第５項  予防基準第233条第５項 |  |  |
| 四　消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。 | 指定基準第177条第６項  予防基準第233条第６項 |  |  |

**③　運営基準**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **１　内容及び手続の説明及び同意**  一　あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しているか。 | 指定基準第178条第１項  指定基準第234条第１項 |  |  |
| ※重要事項については、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、同意を得ているか。  ※契約書においては、少なくとも、介護サービスの内容及び利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載しているか。 | 基準について第３の10の３(１) |  |  |
| 二　前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。 | 指定基準第178条第２項  予防基準第234条第２項 |  |  |
| 三　より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第一項の契約に係る文書に明記しているか。 | 指定基準第178条第３項  予防基準第234条第３項 |  |  |
| **２　サービスの提供の開始等**  一　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。 | 指定基準第179条第１項  予防基準第235条第１項 |  |  |
| 二 入居者が指定（介護予防）特定施設入居者生活介護に代えて当該指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げていないか。 | 指定基準第179条第２項  予防基準第235条第２項 |  |  |
| 三　入居者等が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じているか。 | 指定基準第179条第３項  予防基準第235条第３項 |  |  |
| 四　サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めているか。 | 指定基準第179条第４項  予防基準第235条第４項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **３　サービス提供の記録**  一　利用者の被保険者証に以下のことを記載しているか。  ・指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の開始に際して、当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称  ・指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の終了に際しては、当該終了の年月日。 | 指定基準第181条第１項  予防基準第237条第１項 |  |  |
| 二　サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しているか。 | 指定基準第181条第２項  予防基準第237条第２項 |  |  |
| **４　利用料等の受領**  一　法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該（介護予防）指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。 | 指定基準第182条第１項  予防基準第238条第１項 |  |  |
| 二　法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。 | 指定基準第182条第２項  予防基準第238条第２項 |  |  |
| 三 　事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲  げる費用の額以外の支払を受けていないか。  ①　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用  ②　おむつ代  ③　上記①、②に掲げるもののほか、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの | 指定基準第182条第３項  予防基準第238条第３項 |  |  |
| ※保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払いを受けていないか。 | 基準について第３の10の３(５)② |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| 四　前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。 | 指定基準第182条第４項  予防基準第238条第４項 |  |  |
| **５－１　サービスの取扱方針**  一　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行っているか。 | 指定基準第183条第１項 |  |  |
| 二　サービスは、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行っているか。 | 指定基準第183条第２項 |  |  |
| 三　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。 | 指定基準第183条第３項 |  |  |
| 四　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。 | 指定基準第183条第４項  予防基準第239条第１項 |  |  |
| 五　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。 | 指定基準第183条第５項  予防基準第239条第２項 |  |  |
| 六　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(関係する職種、取り扱う事項 等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。)を３月に１回以上開催する(テレビ電話装置等を活用して行うこととしても差し支えない。)とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っているか。身体的拘束等の適正化のための指針を整備しているか。また、介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施しているか。 | 指定基準第183条第６項  予防基準第239条第３項 |  |  |
| 七　自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。 | 指定基準第183条第７項 |  |  |
| **５－２　指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針**  一　利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。 | 予防基準第246条第１項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| 二　自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。 | 予防基準第246条第２項 |  |  |
| 三　指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当た  り、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。 | 予防基準第246条第３項 |  |  |
| 四　事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。 | 予防基準第246条第４項 |  |  |
| 五　事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。 | 予防基準第246条第５項 |  |  |
| **５－３　指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針**  指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、**１**の基本方針及び**６－２**の基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによっているか。  ①　サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。  ②　計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。  ③　計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の | 予防基準第247条 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| 作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。  ④　計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、サービス計画を利用者に交付しなければならない。  ⑤　サービスの提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。  ⑥　サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。  ⑦　計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うものとする。  ⑧　計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。  ⑨　第１号から第７号までの規定は、前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。 |  |  |  |
| **６　特定施設サービス計画の作成**  一　管理者は、計画作成担当者に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させているか。 | 指定基準第184条第１項 |  |  |
| 二　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用 | 指定基準第184条第２項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| 者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しているか。 |  |  |  |
| 三　計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しているか。 | 指定基準第184条第３項 |  |  |
| 四　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し文書により利用者の同意を得ているか。 | 指定基準第184条第４項 |  |  |
| 五　計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しているか。 | 指定基準第184条第５項 |  |  |
| 六　計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況を把握しているか。また、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行っているか。 | 指定基準第184条第６項 |  |  |
| 七　二から五までの規定は、六に規定する特定施設サービス計画の変更について準用しているか。 | 指定基準第184条第７項 |  |  |
| **７　介護**  一　介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。 | 指定基準第185条第１項  予防基準第248条第１項 |  |  |
| ※介護サービス等の実施に当たっては、利用者の人格を十分に配慮して実施しているか。 | 基準について第３の10の３(８)① |  |  |
| 二　事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしているか。 | 指定基準第185条第２項  予防基準第248条第２項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| 三　事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により排せつの自立について必要な援助を行っているか。 | 指定基準第185条第３項  予防基準第248条第３項 |  |  |
| 四　事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、食事離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行っているか。 | 指定基準第185条第４項  予防基準第248条第４項 |  |  |
| **８　健康管理**  　看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。 | 指定基準第186条  予防基準第249条 |  |  |
| **９　相談及び援助**  事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。 | 指定基準第187条  予防基準第250条 |  |  |
| ※社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続き等に関する情報提供又は相談をいう。 | 基準について第３の10の３(９) |  |  |
| **10　利用者の家族との連携等**  事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。 | 指定基準第188条  予防基準第251条 |  |  |
| ※利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めているか。 | 基準について第３の10の３  (10) |  |  |
| **11　運営規程**  　次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めているか。  ①　事業の目的及び運営の方針  ②　（介護予防）特定施設従業者の職種、員数及び職務内容  ③　入居定員及び居室数 | 指定基準第189条  予防基準第240条 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| ④　指定（介護予防）特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額  ⑤　利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続  ⑥　施設の利用に当たっての留意事項  ⑦　緊急時等における対応方法  ⑧　非常災害対策  ⑨　人権擁護、虐待防止の体制整備  ⑩　その他運営に関する重要事項  　例）苦情処理体制、事故発生時の対応　等 |  |  |  |
| ※その他運営に関する重要事項には、看護職員又は介護職員を、それぞれ他の従業者と明確に区分するための措置等を記載しているか。また、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急にやむを得ない場合に身体的拘東等を行う際の手続きについて定めておくことが望ましい。 | 基準について第３の10の３(11) |  |  |
| **12　勤務体制の確保等**  一　利用者に対し、適切な指定（介護予防）特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。 | 指定基準第190条第１項  予防基準第241条第１項 |  |  |
| ※特定施設従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別管理者との兼務関係、機能訓練指導員との兼務関係、計画作成担当者との兼務関係等を勤務表上明確にしているか。 | 基準について第３の10の３  (12)① |  |  |
| 二　当該指定（介護予防）特定施設の従業者によって指定 (介護予防)特定施設入居者生活介護を提供しているか。（ただし当該指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。） | 指定基準第190条第２項  予防基準第241条第２項 |  |  |
| ※業務の全部又は一部を他の事業者（以下「受託者」という。)に行わせる事業者(以下「委託者」という。)は、当該受託者に対する当該業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保するため、当該委託契約において次に掲げる事項を文書により取り決めているか。この場合において、委託者は受託者に委託した業務の全部又は一部を再委託させていないか（給食、警備等の特定施設入居者生活介護に含まれない業務については、 | 基準について第３の10の３  (12)② |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| この限りでない）。  イ　当該委託の範囲  ロ　当該委託に係る業務(以下「委託業務」という。)の実施に当たり遵守すべき条件  ハ　受託者の従業者により当該委託業務が居宅基準第１２章第４節の運営基準に従って適切に行われていることを委託者が定期的に確認する旨  ニ　委託者が当該委託業務に関し受託者に対し指示を行い得る旨  ホ　委託者が当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを委託者が確認する旨  へ　受託者が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在  ト　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 |  |  |  |
| ※事業者は上記ハ及びホの確認の結果の記録を作成しているか。この確認の結果の記録は２年間保存しているか。  ※上記②のニの指示は、文書により行っているか。 | 基準について第３の10の３  (12)③⑤  基準について第３の10の３  (12)④ |  |  |
| 三　前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認しその結果等を記録しているか。 | 指定基準第190条第３項  予防基準第241条第３項 |  |  |
| 四　従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しているか。 | 指定基準第190条第４項  予防基準第241条第４項 |  |  |
| **13　協力医療機関等**  一　利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めているか。 | 指定基準第191条第１項  予防基準第242条第１項 |  |  |
| ※利用者の入院や休日夜間等における対応について円滑な協力を得るため、協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めているか。 | 基準について第３の10の３(13)② |  |  |
| 二　あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。 | 指定基準第191条第２項  予防基準第242条第２項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **14　地域との連携等**  一　事業の運営に当たり、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。 | 指定基準第191条の２第１項  予防基準第243条第１項 |  |  |
| 二　事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。 | 指定基準第191条の２第２項  予防基準第243条第２項 |  |  |
| **15　記録の整備**  一　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 | 指定基準第191条の３第１項  予防基準第244条第１項 |  |  |
| 二　利用者に対するサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。  ①　（介護予防）特定施設サービス計画  ②　提供した具体的なサービスの内容等の記録  ③　身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  ④　上記**13**の三に記載する結果等の記録  ⑤　下記**20**に規定する市町村への通知に係る記録  ⑥　苦情の内容等の記録  ⑦　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 | 指定基準第191条の３第２項  予防基準第244条第２項 |  |  |
| **16　受給資格等の確認**  一　サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無及び要介護（要支援）認定の有効期間を確かめているか。 | 指定基準第192条で準用する第11条第１項  予防基準第245条で準用する第49条の5第１項 |  |  |
| 二　前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めているか。 | 指定基準第192条で準用する第11条第２項  予防基準第245条で準用する第49条の5第２項 |  |  |
| **17　要介護（要支援）認定の申請に係る援助**  一　サービスの提供の開始に際し、要介護（要支援）認定を受けていない利用申込者については、要介護(要支援） | 指定基準第192条で準用する第12条第１項 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| 認定の申請が既に行われているかどうか確認している か。また、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 | 予防基準第245条で準用する第49条の6第１項 |  |  |
| 二　必要と認めるときは、要介護（要支援）認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護（要支援）認定の有効期間が終了する３０日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。 | 指定基準第192条で準用する第12条第２項  予防基準第245条で準用する第49条の6第２項 |  |  |
| **18　保険給付の請求のための証明書の交付**  一　法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。 | 指定基準第192条で準用する第21条  予防基準第245条で準用する第50条の2 |  |  |
| **19　利用者に関する市町村への通知**  サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。  ①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき（要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき）。  ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 | 指定基準第192条で準用する第26条  予防基準第245条で準用する第50条の3 |  |  |
| **20** **業務継続計画の策定等**  一　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。  二　事業者は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。  三　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 | 指定基準第192条で準用する第30条の２  予防指定基準第245条で準用する第53条の２の２ |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **21　掲示**  事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 | 指定基準第192条で準用する第32条  予防基準第245条で準用する第53条の4 |  |  |
| **22　秘密保持等**  一　正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 | 指定基準第192条で準用する第33条第１項  予防基準第245条で準用する第53条の5第１項 |  |  |
| 二　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがない  　よう、必要な措置を講じているか。 | 指定基準第192条で準用する第33条第２項  予防基準第245条で準用する第53条の5第２項 |  |  |
| 三　サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。 | 指定基準第192条で準用する第33条第３項  予防基準第245条で準用する第53条の5第３項 |  |  |
| **23　広告**  事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものでないか。 | 指定基準第192条で準用する指定基準第34条  予防基準第245条で準用する第53条の6 |  |  |
| **24　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止**  居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、 利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。 | 指定基準第192条で準用する指定基準第35条  予防基準第245条で準用する第53条の7 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **25　苦情処理**  一　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。  ※相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所への掲示等を行っているか。 | 指定基準第192条で準用する第36条第１項  予防基準第245条で準用す る第53条の8第１項  基準について第３の1の３  (23)① |  |  |
| 二　前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。  ※当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。  ※苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っているか。  ※苦情の内容等の記録は、２年間保存しているか。 | 指定基準第192条で準用する第36条第２項  予防基準第245条で準用す る第53条の8第２項  基準について第３の1の３  (23)② |  |  |
| 三　法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 指定基準第192条で準用する第36条第３項  予防基準第245条で準用す る第53条の8第３項 |  |  |
| 四　市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しているか。 | 指定基準第192条で準用する第36条第４項  予防基準第245条で準用す る第53条の8第４項 |  |  |
| 五　提供した指定特定施設入居者生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第１７６条第１項第２号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 | 指定基準第192条で準用する第36条第５項  予防基準第245条で準用す る第53条の8第５項 |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| 六　国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合に は、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 | 指定基準第192条で準用する第36条第６項  予防基準第245条で準用す る第53条の8第６項 |  |  |
| **26　事故発生時の対応**  一　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。  ※事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましい。 | 指定基準第192条で準用する第37条第１項  予防基準第245条で準用す る第53条の10第１項  基準について第３の1の３  (24)① |  |  |
| 二　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。  ※事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。 | 指定基準第192条で準用する第37条第２項  予防基準第245条で準用す る第53条の10第２項  基準について第３の1の３  (24)③ |  |  |
| 三　利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 | 指定基準第192条で準用する第37条第３項  予防基準第245条で準用す る第53条の10第３項 |  |  |
| ※賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましい。 | 基準について第３の1の３  (24)② |  |  |
| **27**  **虐待の防止**  一　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図っているか。  二　当該指定特定施設入居者生活介護における虐待の防止のための指針を整備しているか。  三　当該指定特定施設入居者生活介護において、従業者等に対し虐待の防止のための研修を定期的に実施しているか。  四　上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 | 指定基準第192条で準用する第37条の２  予防基準第245条で準用す る第53条の10の２ |  |  |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| **28　会計の区分**  　（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。 | 指定基準第192条で準用する第38条  予防基準第245条で準用す る第53条の11 |  |  |
| **29　緊急時の対応**  　現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。 | 指定基準第192条で準用する第51条  予防基準第245条で準用す る第51条 |  |  |
| ※協力医療機関については、次の点に留意しているか。  ①協力医療機関は、事業の通常の実施地域内にあることが望ましいものであること。  ②緊急時において円滑な協力を得るため、当該協力医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておくこと。 | 基準について第３の２の３(３) |  |  |
| **30　管理者の責務**  一　管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。 | 指定基準第192条で準用する第52条第１項  予防基準第245条で準用す る第52条第１項 |  |  |
| ※事業所の従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 | 基準について第３の２の３(４) |  |  |
| 二　管理者は、従業者に運営に関する基準の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。 | 指定基準第192条で準用する第52条第２項  予防基準第245条で準用す る第52条第２項 |  |  |
| **31　非常災害対策**  　非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。 | 指定基準第192条で準用する第103条  予防基準第245条で準用す る第120条の4 |  |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 基準の概要 | 根拠 | 適否 | 備　考  （確認資料等） |
| ※事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第三条に規定する消防計画(これに準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第八条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあってはその者に行わせるものとする。 | 基準について第３の６の３(６) |  |  |
| 非常災害等の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めているか。 | 基準条例別表第10第1項第8号 |  |  |
| **32　衛生管理等**  一　利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じているか。 | 指定基準第192条で準用する第104条第１項  予防基準第245条で準用す る第139条の2第１項 |  |  |
| 二　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。  ※食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保っているか。  ※特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じているか。  ※空調設備等により施設内の適温の確保に努めているか  三　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業者等に周知徹底を図っているか。  四　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。  五　事業所において、従業者等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施しているか。 | 指定基準第192条で準用する第104条第２項  予防基準第245条で準用す る第139条の2第２項  指定基準第192条で準用する第104条第3項  予防基準第245条で準用す る第139条の2第2項 |  |  |
| **33　機能訓練**  利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。  ※機能訓練の提供に当たっては、利用者の家庭環境等を十分に踏まえて、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供しているか。なお、日常生活及びレクリエーション、行事の実施等に当たっても、その効果を配慮しているか。 | 指定基準第192条で準用する第132条  予防基準第252条で準用する第147条  基準について第３の８の３(８) |  |  |
|  |  |  |  |
| **34　人権への配慮等**  利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めているか。 | 基準条例別表第10第1項第8号 |  |  |
| 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保しているか。 | 基準条例別表第10第1項第8号 |  |  |